

平成24年9月27日
日本司法支援センター

法テラスの被災者現地支援 第1号出張所「法テラス南三陸」設置から一年 ～被災地相談内容分析から見てきたこと～

● 法テラス被災地出張所設置について

昨年10月以降、東日本大震災で特に被害の大きかった沿岸地域に、右図のとおり宮城県・岩手県内に被災地出張所を設置しました。本年9月30日には福島県内で初めての被災地出張所法テラス二本松が開所予定です。

● 被災地出張所の主な機能（宮城の例）

弁護士による
無料相談

弁護士が常駐。本年4月に施行された法テラス震災特例法により、どなたでも（※別添チラシ参照）無料法律相談を受けられ、震災による法的問題の解決に向けて民事裁判の代理人への費用や書類作成費用の立替制度をご利用いただけます。

最大7分野の
専門家による
無料相談

司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士による無料相談を実施（消費者庁・国民生活センターとの連携事業）。
※出張所によって相談に対応する専門家は異なります。

移動相談車に
よる出張相談

仮設住宅を訪問しての巡回相談や、高齢や障がいをお持ちで法テラスの事務所へアクセスできない方への出張相談を実施しています。

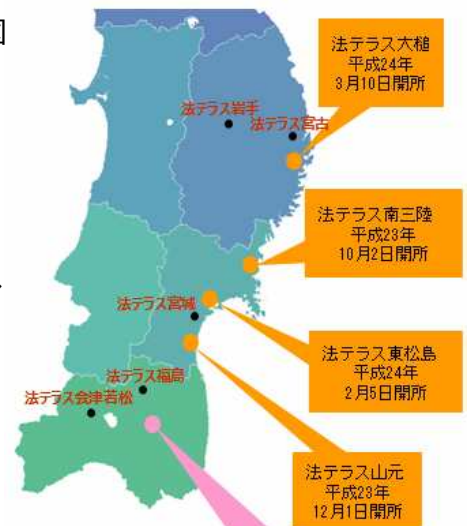
● 開所から1年 法テラス南三陸の取組

戸別訪問

法テラス南三陸は、法テラス初めての被災地出張所として、昨年10月2日に開所しました。

開所当初から、仮設住宅や在宅被災者の自宅等を法テラス職員が訪問し、地道な広報活動を続け、職員の声かけをきっかけに相談にくる被災者も多くいます。法テラス職員は、被災者との対話や生活行動から必要な課題を見つけ出し、相談へ結びつける役割も果たしています。今では、日常のちょっとした困りごとや雑談を話しに職員に会いに来られる被災者もあり、法テラス南三陸は、地元住民にとって困った時のよりどころのような存在になりつつあります。

■ 法テラス被災地出張所設置地域



移動相談車
「法テラス号」



登米市災害FM「H@! FM」で、
菊田主幹が震災Q&Aのコーナーを
毎週担当！



法テラス職員による在宅訪問の様子。
法テラスのPRを図る。



法テラス南三陸職員
左から遠藤職員、菊田主幹、小野寺職員

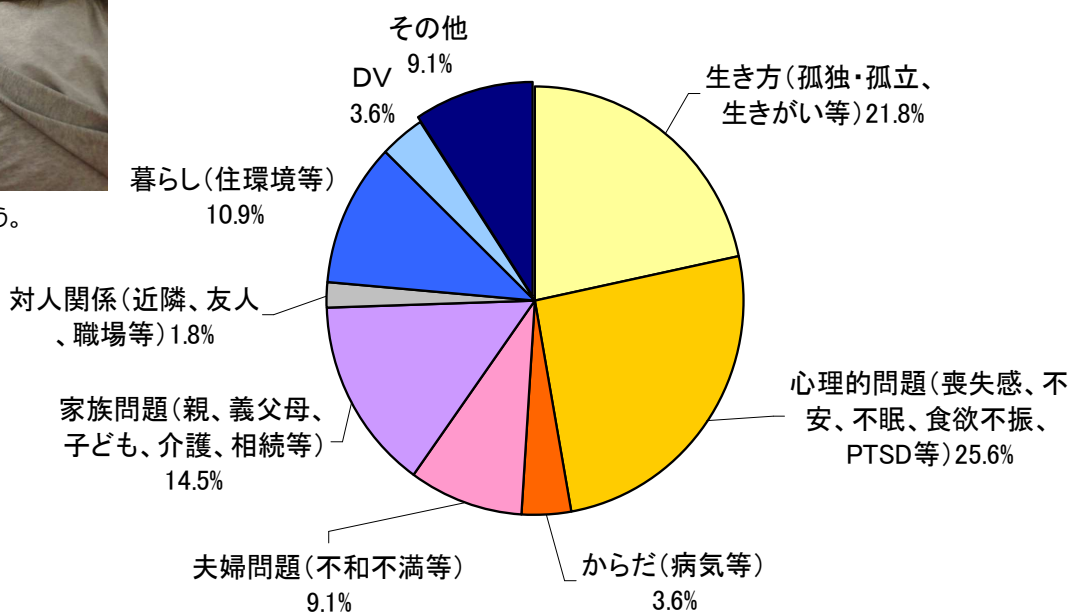
被災地で、法テラス職員が仮設住宅等を回り被災者の方からお話を伺うと、女性特有の不安や悩み、ストレスを抱えている方が見受けられます。また、閉塞感の続く中で、家庭内暴力が懸念される状況があり、今後深刻化する可能性があることがわかりました。

このような状況の中で、法テラス南三陸では、特に女性に対するきめ細やかな対応を行うことで、相談をより身近なものと感じていただけるよう、平成 24 年 2 月 16 日から週 1 回「女性の悩みごと相談」を実施しています（内閣府男女共同参画局との連携事業）。相談には、心理面接経験のある女性相談員が応じます。

女性相談の内容



女性相談員が心の悩みを伺う。



現地自治体の方にお話を伺いました！



南三陸町保健福祉課
最知（さいち）課長

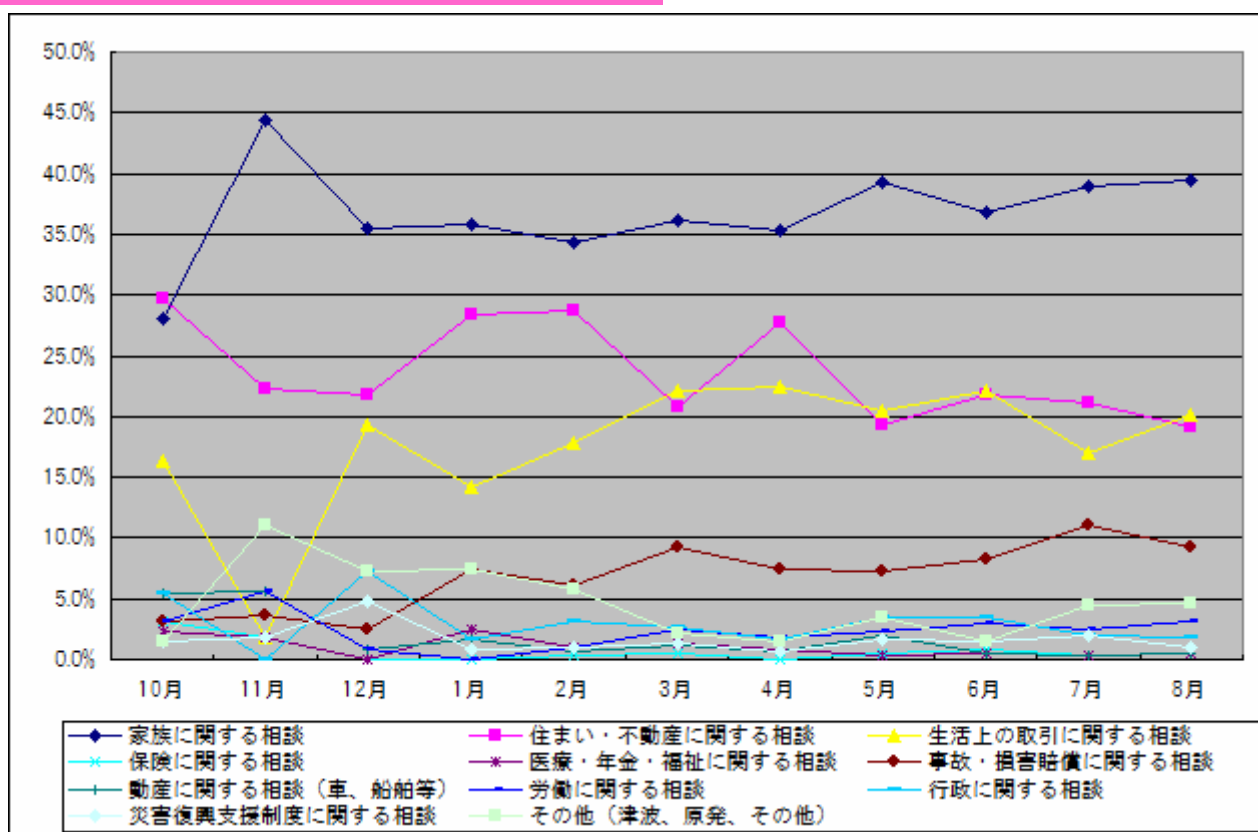
法テラスができた当初は、「法テラスって何？」と住民の認知も低く、また、弁護士は敷居が高く相談しにくいという印象でしたが、法テラス職員の方々が町を回り、相談を呼びかける活動を精力的にさせていただき、現在では住民の弁護士に対する印象はガラッと変わったと思います。

震災直後は、とにかく生きること自体に精一杯で、法律相談は後回しでしたが、今、生活が落ち着き始め、仮設住宅に入って初めて、次の家のことを考えたとき、土地や相続の問題が表面化してきました。これからもその流れは続き、相談支援の必要性は増えてくるのではないかと思います。

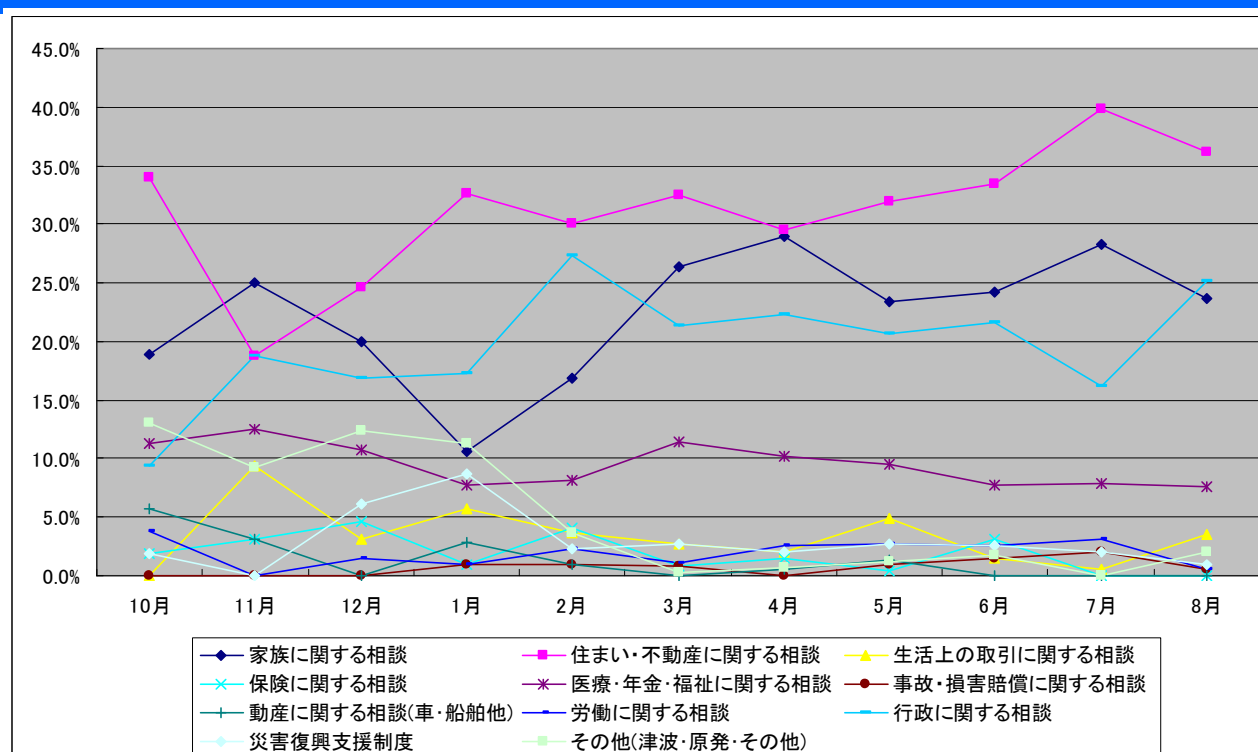
以前は、住民の方々は抱える問題を「どこに何を相談すればいいのかわからない」という認識で役場に来る方もあり、こちらで行政相談という形で受け付け、相談自体も少ない状況でした。今法テラスができてこれだけの相談者がいるということは、法的問題に対する住民意識も変わり、潜在的な法的相談ニーズが表面化してきたといえるのではないのでしょうか。町としても、住民が相談できる窓口ができたことは大変ありがたく、できるだけ長く町に法テラスがいてもらえるとありがたいと思っています。

●被災地出張所 4 か所の相談傾向

被災地出張所 4 か所 法律相談内容の割合推移



被災地出張所 4 か所 弁護士を除く専門家（司法書士・行政書士・建築士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士・土地家屋調査士）相談内容の割合推移



昨年10月からの被災地出張所4か所の相談件数（法律相談&その他専門家の相談）は、約4,800件（延べ件数）にのぼります。上記グラフを見ると、「家族」や「住まい・不動産」に関する相談については、法律相談・専門家相談共に多くなっていますが、弁護士を除く専門家相談では「行政」に関する相談が多いのが特徴です。

これは、被災地自治体の震災対応や様々な施策が、現地住民の生活再建や復興に直結しており、自治体と被災住民との距離が近いことが理由の1つと考えられます。被災自治体の中には復興計画に法テラスとの連携を記載している自治体もあり、市民と法テラスをつなぐ重要な役割を担っていただいています。

また、法律相談で多く寄せられている「住まい・不動産」に関する相談では、二重ローンに加え、最近では、高台移転に伴い被災自治体で進みつつある土地の買い上げに関連したローンや抵当権等の相談が寄せられています。

法律相談事例

- ・津波で自宅を失ったが、住宅ローンの残債務があり、土地に抵当権が付いている。この度、自治体より被災土地を買い上げる話があったが、宅地に抵当権が設定されている場合は買い上げできないと言われた。どう対応したらいいか。
- ・震災で父が死亡し、父名義の土地だけが残っている。母はそれ以前に死亡、子どもが相談者含め数人いる。今後土地は町が買い上げることになるが、売却の契約や代金はどうしたらよいか。父の死亡後、遺産の分割に関する話は一切出ていない。
- ・建設業を経営していたが、被災したために設備がすべて流されてしまった。そのため、事業継続とするための設備を購入する資金が必要となり、従業員も残るとのこと、数千万円の借入を行って設備を整えた。しかし、その後、従業員が相次いで辞め、想定していたほどの売り上げを得られず、将来的に借入の支払いが難しくなりそうである。どうしたらよいか。

その他専門家相談事例

【行政書士】

- ・津波で自宅が全壊したため、隣接する畑に居宅を新築したい。畑を宅地に転用するにはどのような手続をすればよいのか。

【建築士】

- ・罹災証明について一部損壊の判定を受け不服申立てをしたが、判定は変更されなかった。内容が理解できれば納得するので判定結果について説明して欲しい（再度の不服申立てを勧めた）。
- ・住宅を新築する際の道路接道の手続について知りたい。

【司法書士】

- ・自治体の土地買い上げに際し、土地の名義が〇〇ほか60名となっている。どのような手続が必要か。
- ・住宅ローンを組んで購入した土地建物につき建物が被災で滅失した。土地の買い上げで役所から、抵当権を抹消するように言われた。ローンは完済しているが、金融機関からは何の連絡もないがどうしたらよいのか。

【社会福祉士】

- ・80代の老夫婦の二人で年金と貯金の取り崩しで生活している。買い物以外に外出もしない。仮設住宅を出るときに住宅費や生活費が心配であり、何か援助など受けられないか（年金については社会保険労務士が回答）。
- ・入所しているグループホームからこれから住む所を探した方がよいといわれ、施設に申込みに行ったところ身元引受人が必要と言われた。後見制度は利用したくないがどうしたらよいか。

【社会保険労務士】

- ・震災後の残業代について支払がなく、加重業務によりストレス障害となり職場を休んでいる。これまでの残業代の請求の仕方と給付金の支給を申請できるか知りたい。

【税理士】

- ・自治体から土地の買い上げの話が来ているが、譲渡した場合の税金について知りたい。
- ・住宅ローンの控除を受けていたが、震災後雑損控除を受けたらローン控除が不適用となった。控除の適用を求めるにはどのような手続が必要か。

【土地家屋調査士】

- ・主たる建物を取壊し、新たに居宅を建築中であるが、附属建物は残っている。どのような登記申請をすればいいか。
- ・被災した自宅を取壊し中だが、隣地との境界杭等はない。境界について隣地との確認はどのようにしたらよいか。

相続、原発、二重ローン・・・震災に関するお困りごとは、

震災

法テラスダイヤル



おなやみレスキュー

0120-078309

平日

9:00～21:00

土曜

9:00～17:00

● 全国どこからでもご利用いただけます（携帯電話も可）。

法テラスHP (<http://www.houterasu.or.jp/>) では「震災Q&A」を順次更新し、公開しています。

〈本件に関する問い合わせ先〉法テラス本部総務部広報室 0503383-5348